

●香川県監査委員公表第30号

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月3日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

包括外部監査の結果に対する措置状況

県税の賦課・徴収に係る事務の執行について

項 目	指摘内容（要約）	講じた措置等
個人県民税	徴収取扱費の計算において、地方税法第47条第1項に定めるもののほか、同項の徴収取扱費の算定及び交付に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定めることとなっている。 一方で、香川県においては地方税法第47条第1項第5号の算定方法が明確となっていなかったことから、今後は当該徴収取扱費の算定方法を明確するとともに、算定方法について各市町へ周知を行う必要がある。	「個人県民税徴収金の払い込み等について」（昭和44年9月18日付け44税B第328号総務部長通知）の改正を行い、具体的な算定方法を明確化し、その旨を令和元年7月に市町へ周知した。
不動産取得税	税務オンラインシステムに登録されている情報の変更入力に当たっては変更内容をシステムに反映させる前での他者による確認、システム上の承認機能がない。このため、少なくとも、システムに反映後、他者による変更内容の確認が重要となる。入力担当者以外による確認手続（確認対象、再鑑者、確認方法、タイミング、証跡）を明確化する必要がある。	平成30年度中に、登録情報（納税者情報、地目、面積等）の変更を行う場合には、変更当日に課長の決裁を受け、証跡を残すこととした。
収納・滞納整理事務	納税者への書類送付時に複数人による確認がなされていない例があったので、ヒューマンエラーによる誤送付を防止するための仕組みを構築する必要がある。	滞納処分関係書類に送付先住所・氏名を印字し、窓空き封筒を活用するとともに、他の書類の紛れ込みを防止するため、発送前に再度、封筒の中を確認するなどダブルチェックを行い、誤送付が発生しないよう対応した。 また、窓空き封筒を使えない場合等については、住所や氏名が似てい

		<p>るケースがあることを念頭において、封入時のチェックに加え、封かん時の発送担当職員による最終チェックを実施するよう職員に対して改めて注意喚起を行い、県税事務所から送付する文書全てについてダブルチェックを徹底した。</p>
<p>税システムと情報セキュリティの確保について</p>	<p>広範な権限が付与されている外部委託業者に対して、外部委託業者独自のログ監視及びログファイルの事後確認精査はなされているが、税務課によるアクセスログの調査等は実施されていない。業務委託契約に即した業務が遂行されていることや不要なデータベースへアクセスしていないこと等について、税務課によるアクセスログの監視が望ましいが、リアルタイムで行うログ監視は困難が伴うと思われるので、ログファイルの事後確認精査を実施すべきである。</p>	<p>令和元年10月から稼働している新税務システムでは、税務課において外部委託事業者のシステム操作に係る各種ログファイルを取得した上で、毎月1回、事後確認精査を実施することとした。</p>